

新たな情報財検討委員会（第5回）

日 時：平成29年2月3日（金）10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎4号館11階 共用第1特別会議室

出席者：

【委員】中村委員長、渡部委員長、飯田委員、今枝委員、上野委員、奥邨委員、喜連川委員、木全委員、清水委員、瀬尾委員、関口委員、戸田委員、林委員、福井委員、宮島委員、柳川委員

【関係機関】内閣官房IT総合戦略室 山路内閣参事官
総務省 情報通信政策課 小笠原課長
経済産業省 知的財産室 諸永室長
経済産業省 情報経済課 明石補佐
特許庁 総務部 仁科企画調整官
文化庁 著作権課 小林著作権調査官

【事務局】井内局長、永山次長、小野寺参事官、福田参事官、岸本参事官、
大手参事官補佐

1. 開会
2. データ利活用促進のための知財制度の在り方について
3. 閉会

○渡部委員長 まだお越しになられていない委員の方もおられますけれども、時間ですので、始めさせていただきますと思います。「新たな情報財検討委員会」第5回会合でございます。本日は、御多忙中のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日御出席いただいております委員の方は、お手元にある座席表のとおりでございます。

また、関係機関といたしましては、内閣官房、文化庁、総務省、経済産業省及び特許庁から御出席をいただいております。

それでは、早速、井内局長より御挨拶をいただきたいと存じます。

○井内局長 委員の皆様におかれましては、毎回熱心な御議論をいただきまして、本当にありがとうございます。今日もお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

これまで議論をしましてまいりましたように、社会の各所で生成あるいは蓄積されるデータがますます重要になってくるということでございまして、その中でどう活用するか、利活用を進めていくのかというのが大きな課題になっているわけでございます。前回は各省庁の検討につきまして、状況を御紹介いたしまして、さまざまな議論をいただきました。今日は前回いただいた御意見を踏まえまして、事務局として、もう一度、議論のベースを再整理させていただきまして、後ほど御説明をいたします。

本日はプレゼンが少ないものですから、十分議論いただける時間がたっぷりでございます。前回申し上げましたけれども、日本の競争力にこのデータというものをどう結びつけていけばいいのか。それを当面やるべきこと、あるいはもうちょっと長い短期的に考えること。中長期的に検討をし続けなければいけないこと。いろいろあろうと思っておりますので、そういった視点でぜひ活発な御議論をいただき、御意見をいただきたいと思っております。

なお、大変恐縮でございますけれども、私と永山次長は11時40分くらいに別のどうしても外せない会議がございまして、失礼させていただきますので、御了承をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○渡部委員長 ありがとうございます。

議論に入るに当たりまして、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○福田参事官 お手元にクリップどめされた資料の束があると思います。議事次第に書いてございますとおり、今日の資料は配付資料として、資料1～5、参考資料1～6までございまして、いずれも今回は事務局からの資料でございます。不足等がございましたら、事務局までお知らせください。

○渡部委員長 ありがとうございます。

それでは、早速議題のほうに入らせていただきたいと思っております。

本日も前回に引き続き、データ関連の議論ということでございますけれども、本委員会の第一の視点、ベースになる視点というのは、データの利活用を最大限に進めて、我が国の産業競争力の強化を行っていくということでありまして、前回も保護という言葉が、

保護のための保護みたいな感じになってしまうので、そうではなくて、データを利活用促進のためにどういう施策が必要なのか。後押しすること、あるいはその支障になることがあればという、そういう観点で議論を進めさせていただければと思います。

事務局において、前回会合において各委員から出していただきました意見を踏まえて、論点の整理をしていただきましたので、その論点の整理について御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○福田参事官 それでは、資料1～5まで使って御説明をしたいと思います。

最初に資料1はいつもどおり、検討のスケジュールと議題（案）ということでございまして、大きな変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

資料2でございすけれども、前回は御説明をしたデータに関する主な意見の資料でございまして、今回は網かけ部分を新しく前回の会合での御意見を踏まえて追記をしております。主立ったところをかいつまんで御説明いたします。

まず「（検討の方向性に関する主な意見）」のところですが、最初の網かけ部分にございますように、データが死蔵されているということに大きな懸念があるという御指摘。その下の3つでございすけれども、データの利活用の責任は民間にあるので民間に任せてくれという御意見がある一方で、国からの強制であるとか、国からのサポートが必要という御意見もございました。

一番下ですけれども、ユースケース、具体的な検討例で実証して、その定量的な結果に基づいて、どういうオプションを選択するのかというのを考えるべきではないかということの御指摘がございました。

裏に行ってくださいまして、2ページ目でございます。「（検討課題に関する主な意見）」ということで、2つ目、データに関して何らかのコントロールを及ぼし得る法的な仕組みというのは、現在は営業秘密しかない。秘密管理性を意識して、人に渡す・利活用すること自体がその営業秘密という考え方に矛盾する可能性があって躊躇してしまうという御指摘。

その次ですけれども、データの保護に関して、実態ニーズがどれだけあるのか。あるいは現行制度でどこまでが可能で、足りないところはないのかということを検討すべきという御指摘がございました。

データの利活用という観点が一義的にあるわけですがけれども、それに加えて、収集側のモチベーションの観点もバランスをとってほしいという御意見。出すことのメリットづけ、ないしは出さないことへのデメリットづけがないと、情報が積極的に出てくることはないのではないかという御指摘がございました。

3ページ目に行ってくださいまして、より具体的な話ですがけれども、余り強い権利を与えたり、排他的なり要件を新たに創設するということには反対という御意見。逆に積極的な御意見として、権利制限された利用権を新たに設定するというのであれば賛成であるとか、あるいはあらかじめ新たなルールを設定して、金銭の支払いは必要だが適法に使っ

てもよいとするということ。あるいはルールにおいて裁定制度を今日的なものにしていくといったことの御指摘、御意見がございました。

また、最後のところですが、報酬請求権とか裁定制度に加えて、データの集中管理団体のようなものをつくって利活用促進を支援するアプローチというものはないかという御指摘がございました。

4 ページ目に行ってくださいまして、営業秘密の保護要件に関する御意見でございます。車の生データ、特に車の利用者のところにあるデータの秘密管理性に疑問符がついているということで、不安であると。事業の実態を見て、営業秘密の保護要件、特に秘密管理性の要件について見直しをしてもよいのではないかという御意見がある一方で、一番下のところで、秘密管理性を緩和するということは伝統的な営業秘密の保護と利用のバランスに大きな影響を与えるということで、慎重な検討が必要という御意見がございました。

5 ページ目に行ってくださいまして、今度は新たな行為規制に関する御意見ということで、積極的な御意見といたしましては、意図せずにデータが流れてしまった場合の救済について差し止めができるとか、あるいはそのデータを不正の意図をもって入手する行為、あるいは受領したデータを第三者に開示する行為、プロテクションを破ってデータを抽出して、第三者に提供する行為などを不正競争行為と認定するというアプローチはあるのではないかという話がございました。

これに対して、留意すべき点に関する御意見として、取引の安全から、外から見て保護されているかどうかについて、利用者がわからないものを保護すると利活用に委縮効果があると考えられますので、要件についてはきちんと考える必要があるのではないかという御意見がございました。

さらに次に行ってくださいまして、6 ページ目ですが、契約による対応ということで、真ん中ほど下くらいに、契約は国際的な保護やきめ細やかな条件設定の観点で有効であるという話がある一方で、契約では第三者効がない、データクロズドになる、妥当な利益配分がなされない等の懸念もあるという御指摘がございました。

7 ページ目のほうに行ってくださいまして、民間の取り組みの支援について書いてございますけれども、総じて賛成の声が強かったのではないかと理解してございます。

以上のとおり、非常にさまざまな御意見がございました。中でも冒頭、誘致から、渡部委員長からもございましたけれども、強い保護を与えることによるデータ利活用の阻害に対する懸念の声が強かったようにお見受けいたしました。

そこで改めまして、本検討委員会の問題設定を再検討したいということで、参考資料1として配付してございます紙があると思います。こちらは第2回会合におきまして、こちらの検討委員会における基本的視点を確認したものでございます。(1)～(3)まで3つの視点があるということでございました。「(1) 産業競争力強化の視点」、「(2) 保護と利用のバランスの視点」、「(3) 国際的視点」というこの3つがございましたけれども、この中でも「(1) 産業競争力強化の視点」が最も重要な視点であるということ

で、データに関して言えば、「知的財産としてのデータやAIが最大限に利活用され、幅広い産業において付加価値が創出され、産業競争力強化が図れることを目指す」ということを掲げてございました。

これをより一層明確にするために、資料3におきまして、これまでの事務局論点整理紙でございますけれども、まずタイトルから変更させていただきました。これまでは「データの保護・利活用の在り方について」というタイトルでございましたけれども、「データ利活用の促進のための知財制度の在り方について」ということで、より一層この点を明確にさせていただいております。

実はこの点につきましては、「1. 前提」のところには3つポツがあると思っておりますけれども、記載のとおりでございます。ざっと御説明いたしますと、環境の変化、膨大なデータ（ビッグデータ）を効率的に収集・共有できる環境が実現されつつあるものの、データを利活用したビジネスモデルが十分に確立されていないことや不正利用された場合の対応に関する懸念などを背景に、必ずしも十分な利活用がされているとは言えない状況であると御指摘があった。このため、データ利活用の促進のためのデータに関する知財制度上のあり方を検討するという形で問題設定をさせていただいたとおりでございます。

さらにこれをイメージとして、より一層つかんでいただくために、本当にイメージ図ではあるのですが、資料5をごらんいただければと思います。下側に参考として、黒い破線の下に「発明等の技術情報」について、まず書かせていただいております。この一番左側、ブルーのボックスで書かれているところですが、企業などの技術情報を持っている者は不正競争防止法のもとでの営業秘密の保護を通じて、クローズな世界でのみ使用することを選択することもできますし、真ん中のオレンジの箱にありますように、特許制度を通じて、技術情報について一般に公開をさせながらもコントロールを及ぼすことを選択することも可能であり、また、これらをさらに制限をつけることなく、一般に例えば、公開技報といったようなものに載せて、自由に利用を促すといったこともできるという選択肢があるということでございます。

これに対して、上を見ていただきますと、今回の検討の対象でございます、既存の知的財産権の対象となっていない価値のあるデータについて見てみると、先ほどの御指摘にもありましたけれども、現行制度で法的枠組みとしては左側のブルーのボックスにございます不正競争防止法のもとでの営業秘密のみということになっていて、これと一番右側の「無制限、無条件での利活用」は選択肢としてあるわけですが、この真ん中の部分に相当するものが、価値あるデータの利活用を広く進める誘因となるような法的枠組みというのは存在しないということになってございます。これ自体がそもそも必要なのか。必要とすれば、どういった枠組みなのかといったところをこの検討委員会では着目すべきところではないかということでございます。この枠組みの中に下との対比をしていただくという意図ではなくて、ここに排他的権利のような特許権のような権利を設定することを予断を持って申し上げているというわけではございません。

ここの枠の中に、資料3の6ページに「(3) 検討例」ということで幾つかのオプションを書かせていただいたものが、あるのかないのかということをお検討いただきたいということでございます。

こうしたあり得べき法的保護の枠組みの対象となるデータについてですけれども、これは資料3でいけば、「2. 検討の対象」となるデータにかかわる部分になります。これについても資料3のほうは今回大きく変更しておりませんで、むしろ今回ぜひ皆様方との間でブレインストーミングするという観点から資料4というものに、またこれもイメージで恐縮ですけれども、枠組みを設定してみましたということでございます。

一番外側の緑の枠でございますけれども、こうしたあり得べき法的保護の枠組みの中において、法的保護が必要と考え得る領域というのがあるのではないかと。それは収集・蓄積・保管等をするために一定の投資または労力を投じることが必要なデータであって、営業活動上の利益として保護すべきものということで、翼システム判決で示されたような対象というものがあり得るのではないかと。

この中で先ほどの御意見にもありました、データ流通への委縮効果が起こらないようにするということから考えると、このピンクの枠というのが中にありまして、それは外から見て、一定の条件があるということが外形的に認識であるということが必要なのではないかと考えられます。

このピンクの外形的に認識可能な形態の一つ、一類型といたしまして、恐らく左のブルーのボックスにございます営業秘密という枠組みがあるのではないかと。営業秘密として秘密に管理をする。非公知性を維持するということが内部でも対外的にも示していくことによって、それが秘密な情報であるということで、価値のあるデータだということで、お互いに守り合っていくことができる。

これに対して、ピンクとブルーの枠の間に何か今回、利活用を促進する上で何らかの枠組みが求められるようなデータがあるのかどうかということになります。ここで幾つか例を掲げさせていただきます。これも全くの直接関係する絵ではないのですけれども、2つ例を掲げさせていただきますけれども、参考資料3がでございます。

これも第1回にお配りした資料でございますけれども、例えば、トヨタさんの例を上げてしまって恐縮ですが、5ページの右側に書いてあるようなものを何となく、とりあえずイメージをしていただいて、必ずしも直接関係するものではございませんけれども、例えば、携帯電話の位置データをデータとして共有をして、タクシー会社にフィードバックして配車に使うといったような使われた方であるとか、これは直接は違うものなので、イメージをつかむためにお見せしたところでございます。あるいは9ページ目の金融保険業の欄にございますように、自動車の走行データについて損害保険商品の活用をしていくといったような、業種を超えてデータを活用するような場面において、こうしたブルーのボックスとピンクのボックスとの間にあるようなものがあるのかどうかを中心に御議論を賜ればと考えてございます。

こうしたところが資料の3で行けば、「2. 検討の対象」となるわけですが、これに対して資料3に戻っていただきまして、現行制度上の課題であるとか検討の視点については前回御説明を申し上げましたが、改めまして、6ページの「(2) 検討の視点」のところ。前回、投資の回収とインセンティブを1番目に挙げておったのですけれども、ここも改めまして、利活用促進、データを利活用して始めて価値を生み出していくと鑑みて、まずデータの利活用を進めるためにどうしていくべきかを第1点の視点に掲げてございました。

「(3) 検討例」のところにおきましては、前回で若干排他的権利の設定のところと利活用促進という機能を有している権利の設定とでニュアンスが違うのではないかということが感じ取れましたので、ここの「I 何らかの権利を付与するアプローチ」を2つに分けてございます。特許であるとか著作権であるとか、あるいは欧州型の特別の権利であるとか、そういったところについては、いわゆる物権的な権利の設定というアプローチになります。

それに対して、「I-2の利活用促進のための権利の設定」というのは、むしろデータの利活用を許諾しないというのは原則できない。ただ、C2におきましては、取引を拒絶するような人に対してだけ差し止めを設けて残しておいて、C3はそれもなく、報酬の請求だけができるような権利とする。ただし、差し止めという交渉のツールがないことから、何らかの形で裁定をする仕組みなども組み合わせることが考えられるということでございます。

「II 行為規則アプローチ」は、不正競争防止法のある意味で拡張でございまして、データの不正利用行為などを不正競争行為類型とするといったことが考えられるのではないかと。先ほどの御意見があったようなところを参考として掲げさせていただいてございます。

こうしたアプローチがEも含めて幅広くあるわけですが、8ページ目に行っていたいただきまして、(4)のところ、現行の制度のもとであると考えられる課題に対する考え方(案)を示させていただいてございます。

課題①-1) 営業秘密でそもそも保護されるのかどうかということが不安であるという御意見がございましたけれども、こうしたことについては、企業における営業秘密に関する認識を高めていただくような取り組みを行っていくということ。あるいはデータの不正利用等を不正競争行為として位置づけるなどの不正競争防止法の見直しを含めた検討をすることが適当かどうかということで、先ほどの(3)では、アプローチのDとされていたものに相当するものが考えられるかということでございます。

「課題②-2) 価値あるデータが死蔵される可能性」ということについては、3つ挙げてございますけれども、最初のポツの「公正な競争秩序の確保」の点については、上記のものほとんど同じでございまして、アプローチDをとるのが適当かどうかということでございます。

真ん中の「健全なデータ流通基盤の構築」については、民間の取り組みである、先ほどのところで言いますと、E1、E3といった取り組みを促していくことが適当かどうかということ。

さらにある意味、制度的なバックアップとして、3つ目の「オープンな利活用促進のための権利に関する検討」というところをごさいますて、強い物権的な権利は流通を阻害するのではないかという御意見もございましたので、物権的な権利は付与しないことが適当かどうか。一方で、制限付きの権利、C2、C3のアプローチをとることが適当か。その必要性も含めて、及びその対象と内容について検討することが適当かどうかと挙げてございます。

課題②) 不法行為でカバーし得るかどうかということですのでけれども、平成23年の北朝鮮判決につきまして、前回会合において、林委員から御指摘があったことを踏まえて、4ページでは事実関係について一部抜粋をさせていただいておりますが、その上での判決であったということを明記しておりますけれども、その後の下級審の判決などを整理することによって、実際の不法行為での保護の可能性についての予見性を高めていくという取り組みを行うことが適当かどうかということをごさいます。

最後に「課題③) 契約に適切な利益配分の内容を盛り込めないといった可能性」につきましましては、データ利用に関する契約ガイドライン等を策定するといった、先ほどの7ページのE2に当たるアプローチをとっていくというのが適当かどうかということごさいますて整理をさせていただきます。

長くなりましたが、事務局からは以上でございます。

○渡部委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから御意見を委員の方からお願いをしたいと思います。いつも時間がなくて2分以下とか言っていましたが、今日は十分に時間が、といっても14人の委員がおられて、100分くらいなので、6～7分くらいの割り当てということでございますが、御意見をいただける方はネームプレートを立てておいていただけますでしょうか。

まず、戸田委員からお願いします。

○戸田委員 私も中座しなければいけないので、先に申し上げたいと思います。今週、WIPO、世界知的所有権機関のガリ事務局長が来日されて、日本知的財産協会や経団連で講演、懇談会が行われました。第4次産業革命やSociety 5.0に向けて、非常に示唆に富んだコメントをされていました。次の2つの視点が大事だとのことでした。

第1点目は、技術革新のスピードが速いので、法律とか制度が追いついていかない。そういう意味では、重要になるのは契約なのであろう。民間の取り組みも大事なわけだけれども、政府レベルでの取り組みも非常に大事で、ハイブリットに進めていくのがいいのではないかというようなコメントをされていました。

第2点目が、国民理解とか社外受容の点でもっともっと理解をしてもらう努力が必要だということです。不安や恐れを抱いている国民、市民はたくさんいるわけで、サイバーテ

ロとか情報漏洩とかプライバシーの問題等々だと思われますけれども、これらを払拭して前に進めていくには、社会実証実験などをたくさんやって、データ利活用は価値があるという成功例を積み重ねていくのがいいのではないかとされていました。私も余りよく存じ上げないのですけれども、シカゴでネズミの捕獲に成功した例というのはデータの利活用を上手にやった好例だと言っておられました。そのような事例がたくさん積み上がってくると国民理解も進むのではないかと思います。

「課題①—2）」の価値あるデータが死蔵されているというか、余り使われていないのではないかとこのところですが、これは民間の話だけではなくて、政府というか行政サイドの課題もあると思います。今般、官民データ活用推進基本法が制定されて、政府とか各自治体に対して、もっとデータを活用しようという動きが加速していくものと思います。電子化とかフォーマットの統一とか、そういったものが予算化されて行われていくと思われますが、まだまだ紙の文書中心の文化だったと思います。まずは防災とか安心・安全の分野で、データの利活用を真っ先にやるべきではないかと思います。政府としても重点的に取り組んでいただきたいと思います。

最後に国際的な視点という話がありましたけれども、欧州委員会がことしの1月10日に発表した『Building a European Data Economy』というペーパーに、我々も非常に注目しています。これは一般データ保護規則、GDPRの施行が迫る中で、いわゆるパーソナルデータだけではなくて、マシン・ジェネレイトド・データに関して言及がされています。既存の知的財産権では保護されない問題について、市場原理に任せておくとイノベーションを誘発することにはならないので、今後いろいろ検討していく必要があるという、そんなレポート内容になっています。

欧州の一部の国は保護主義的に動いているところもありますし、アメリカもどうなるかわかりませんし、国際的な動きは注意深くモニタリングをしていく必要があるということだと思います。日本として、こういうものに対抗して、どんな仕組みを作っていくのか。先ほど来、議論がありましたけれども、あくまでもデータの利活用、流通を前提とした適正な保護を考えていく必要があるのではないかと思います。すぐに結論が出る話ではないような気がしております、中長期的視点で取り組んでいかないといけないことではないかと思います。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。

では、柳川委員。

○柳川委員 前回、途中で中座しましたので、今日の御議論を十分理解できていないのかもしれないのですけれども、資料5の真ん中の赤の部分の「価値あるデータの利活用が広く進む」という、ここの部分はとても重要なものだと思います。今、御発言がありましたように、広く世界的に見ても、ここの部分が注目されているわけで、民間に活用してもらわなければならないけれども、そこにこの法的な枠組みが十分ないというところは、とても重要な

ところだと思います。

大事なことは結局ビジネスをする側からすると、ここに書いてありますように、選択肢をふやすということだと思います。ここに全て集めろとか、こういう取引をしろということではなくて、左側もあるし、真ん中もあるし、右側もあるということで、当事者ができるだけ選択肢をふやして、自分たちのビジネスモデルに合ったものにする。つまり、合ったビジネスモデルに対応するような法律がないと、そのビジネスモデルが回らない、あるいは選択肢が狭まってしまうということは大きな問題なので、選択肢をふやすという意味で、真ん中をどういうふうにつくるかというところがとても重要に思います。この下に書いてあるところですが、第三者効がない等々の理由で、契約だけで全てここを賄うのは限界があるのだらうと思います。

前回の議論を最後まで伺えなかったので、誤解しているのかもしれないですが、理論的に言えば、権利が強いほうが利活用は進むのです。取引当事者がきっちり自分は何の権利があって、あるいは自分が買った権利内容にどういうものがあるかということが明確になっていることが重要なので、本来であれば、物権的な権利があったほうがむしろ取引なり、その利活用は進むのだらうと思います。自分が使うという部分ではなくて、情報を収集したり、加工したりした人が誰かに売り渡して、その誰か、あるいはさらに先の人利活用をしてもらう部分では、物権的な権利があったほうが本来的には安心して取引ができるので、むしろ利活用が進むのだらうと思います。

ただ、現実の実態としては、著作権にあらわれるように、とにかく出したくないというようなこと。あるいは金銭的な理由だけではなく出したくないという部分があると利活用が進まないという実態があるので、余り権利内容をどこまで認めるのかということの課題はあるのだと思うのですが、少しそこは本来であれば、例えば、取引の工夫ですよね。資料3の最後のところの課題③に書いてあるような、ある意味で価格づけ、あるいは流通構造の設定等々を含めて、うまく取引の条件を決めることができ、流通していくようなガイドラインをつくることをセットで考えていくことが本当は必要なのではないかと思っています。

その意味では、必ずしも物権的な権利にこだわっているわけではなくて、資料3の6ページでいきますとC2：義務付権利のように、ある程度は積極的に出して取引を進めさせるような権利保護のあり方も当然あり得るのだらうと思います。

ただ、このときも結局、値段がどうなるかということが一つの大きなポイントになってきて、例えば、すごく労力とお金をかけて情報を集めて加工したのだけれども、それを使わせてくれと言われて、非常に安い金額で使わせてしまうのであれば、ビジネスにならない。そういうことであれば、収集するインセンティブはなくなる、投資をするインセンティブがなくなるということは一つの懸念としては考えられるので、そういう意味では利活用するための適切な取引環境の整備が重要になってくるのだらうと思います。

資料4のこちら側にありましたように、あるいは先ほど参考資料のところでも御説明をい

ただいたように、ある種の自分で使うだけではなくて、誰かに使ってもらう、あるいは誰かとコラボレーションをするところでデータを利活用していくという部分がふえていくのだらうと思います。あるいは、ふえていかないとこの話は大きく広がっていかないのだと思うので、それが冒頭に申しあげましたように選択肢なので、全部そちらに行く必要はないので、資料4の両方が大事なのだと思うのですけれども、右側のところをどうやってうまくつくっていくのかということが、最初に申しあげましたように、重要な課題だと思っております。

すみません。ちょっと長くなりましたが、以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。

福井委員、お願いします。

○福井委員 ありがとうございます。福井でございます。柳川先生の御意見に非常に共感するところが多いわけですが、中心はやはり契約かなと思うわけです。戸田委員もおっしゃったとおり、スピードが余りに速い。これまでの法制度の議論を拝見してきても、それが適時に、また網羅的に現状の変更に対して追いついていけるとは、到底、現実的には想像ができないわけです。その意味では、現に世の中も契約中心で動いているし、何か制度を持ち込もうとしても、それとのハイブリットということになるだらうというのは大変得心するところでありました。

第三者効がないということに関しては全くおっしゃるとおりなのですが、現実に第三者効がないことでどのぐらい困っているのかなというのは留保をつけたいと思うのです。例えば、今現在、Googleというのは非常にITビジネスで成功しているチャンピオンだと思いますけれども、知的財産権に頼るビジネスモデルでは全くないということは無視できません。彼らは利用規約、セキュリティ、アーキテクチャ、これを中心にしてビジネスを構築しているのであり、現にその利用規約にしてもアーキテクチャにしても相当な効力を発揮しているわけです。第三者効がないことによって現に困っていれば、それこそ知的財産権をくれという話が上がってくるでしょうけれども、余りそういうことは寡聞にして聞きません。むしろオープン化の促進を積極的に進めているように見える。

そういう意味では、資料3で非常にうまく事務局がおまとめいただいた6ページの各アプローチについて言うと、やはり物権的な権利よりは、IのIIIである民間の支援。異論がほぼなかったことがまさにそれを示していると思いますが、これは地味なようだけれども、これこそが本丸であり、進めていくべきだということは改めて申し上げたいと思います。

さはさりながら、ここで事務局が御用意いただいた資料5というのが非常にわかりやすく問題を提示してくださっております、つまり、つまるところは契約と不正競争防止法しかほぼないよという話になると、秘匿合戦でオープン化が進まないというおそれがあるだらうと思うのです。その意味である程度オープンにしたとしても、ひどい使われ方に対して何か手は打てるのだという、この資料5の真ん中の赤い部分。これに対する対策をとる。これは一定程度理解できることであります。つまり、オープン化のインセンティブが必要だろ

うということとは理解できます。

ただ、そこで御指摘をしたいのは、その下にある特許制度との比較で言うならば、特許というのは権利を与えるためのハードルが非常に高いわけであり、そこでは新規性を初め、かなり厳格な条件をクリアしたもののだけがやっと独占的な権利を与えられるのであり、その期間は短く、その領域も狭いわけであり、よって、仮に何らかのインセンティブとしての法制度をここで持ち込むのだとしても、それは十分なセーフガード。つまり、オープン化のインセンティブを与えているけれども、それによって保護が強くなり過ぎて、かえってイノベーションが進まないというようなことがないような、十分なインセンティブというのが必要であろうと思います。

そこでもう一つのすばらしい表である資料4に最後は行くわけですが、つまるところ今回のターゲットは真ん中のピンクだと理解しました。この真ん中のピンク「利用にあたって一定の条件があることについて外形的に認識可能なもの」に関しては、必ずしも営業秘密ではなくても何か法的な保護を考えてもいいのではないかと、こんなふうに理解しました。それを破り、無断利用するようなものがあれば、場合によっては法的なサンクション、不正競争と同様に考えるのだとしたら、そこに罰則を設けてでも一定の保護を与える。こんなようなことを想像したわけです。

このピンクの内容は一定の条件であることが外形的に認識可能で、これは要するに契約条件、利用規約のように思われます。とすると、これは畢竟、契約違反罪というものを創設するという発想に近いものを感じました。そこまでではないにしても、契約というものに法的な強制力、制度による契約の通常の強制力を超えた制度による強制手段、これをもたらすということは、余り我が国の法制度では常に行ってきたことではありません。

それをやるのであるならば、契約の公正性を保つための仕組みということが反対側のバランスとして、とても大事になってくるだろうと思います。つまり、余りに一方的な契約が押しつけられてしまっている状況下で、それを守らないものに対してサンクションが課せられるというようなことはやはりよろしくないわけであり、よって独禁法的な視点とか、ガイドラインによって、ある程度の公正さを担保していくとか、こういうことが重要になっていくのではないかと思います。これはIのIIIの民間の取組支援というところに記載されている事柄でありますので、その意味でもつながってくるのかなと。IのII、そして、IのIIIの取り組みというのは結構つながるなというようなことを感じたところであります。

長くなりました。

○渡部委員長 ありがとうございます。

上野委員が挙がっていますね。

○上野委員 ありがとうございます。ただいま福井先生のお話も大変深く拝聴いたしました。特に、契約が本丸だろうという御指摘に加えまして、契約に関して、ガイドラインなど何らかの手当てを行うことも重要だという御指摘だったように思います。

一般論として、何かの制度をつくるべきかどうかを判断する際に考慮されるべきことは2点あるように思います。

1つは、新たに制度をつくる、あるいは変えることに「必要性」があるかどうかです。もう1つは、そういう制度をつくっても弊害がないという意味で「許容性」があるかどうかです。

今日の資料4の図で申しますと、緑のところが一定の法的保護を与えるべき「必要性」があるという部分であり、他方、ピンクの部分がそういう法的保護を与えても弊害が大きくないだろうという意味で「許容性」があるという部分ではないかと、私は理解しております。

ですから、たとえ一定のデータについて法的保護を与える必要性はあるとしても、データですから、一見して誰のものかがわかりませんので、大丈夫だと思ってデータを使っていたら、思いがけず、それは他人のものですよとか、それは違法な行為ですよ、ということになってしまうという弊害が生じる可能性もありますので、予測可能性ですよとか、あるいは取引の安全が確保される必要があります。そこで、登録をするとか、プロテクトをするとか、外形的に見て、自由に使ってはいけないデータである、ということがわかるようにしなければならない、そういう趣旨で設けられたのがピンクの枠なのではないかと理解しております。

ただ、その上でなかなか難しい問題だなと思うのが、実は前者の「必要性」の問題であります。そこでは、何らかの制度をつくらなければならない必要性がどこにあるのかということが問題になります。今回の資料を拝見しておりますと、ここにはどうも2つの考えが含まれているように、私には見えます。

1つは、投資をしたのだから保護されるべきだという考えです。これは、保護すれば投資のインセンティブが高まるだろうという側面も持ちます。もう1つは、データに価値がある以上、保護を与えて共有を促したほうが社会的な利益になるだろうという考えであります。

前者は、投資をしたということを保護の根拠として、投資をした人が不利益にならないように保護を与えるべきだという考えであるのに対して、後者は、データに価値があるのだから、これができるだけ業種を超えて利活用されるようにした方が社会全体の利益になるという考えに基づくように思います。

この両者は必ずしもはっきり分けられるものではないのかもしれませんが、混ぜてもいいのかもしれませんが、保護の必要性を論じるに当たっては、その具体的内容がより明確にされるほうが説得力の点から望ましいように思います。

なお、投資保護という場合には、そこにいう「投資」がどのようなものに対する投資なのかということも問題とならざるを得ないように思います。

今回の資料では、「収集・蓄積・保管等」の投資と書かれておまして、保護に値するとされる投資の具体的内容が一定程度明確にされているのは結構なことだと思います。た

だ、ヨーロッパでも、sui generis rightによるデータベース保護をめぐるまして訴訟になったのは、データベースの構築に関する投資のみが問題になるのか、それともデータ自体の作出に関する投資も考慮されるのかという争いがあったからであります。

したがって、データ保護に関して新たな制度を構築する場合は、そもそもどのような趣旨でデータに関する法的保護の「必要性」を基礎づけるのかが問題となりますし、そして投資保護という場合には、その「投資」というものがどのようなものに関する投資なのかという点は、今後重要な課題になってくるように思います。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。

それでは、飯田委員、お願いします。

○飯田委員 法律のことは余りよく詳しくはわかりませんが、データは、いろいろな制約というものがあると流通はしていかないなと思っています。そのため、制約というものはなくして、その上で企業や個人が安心感を持ってデータを外に出していける環境、そういったところをつくっていただきたいなと思います。それには悪意をもってデータを扱う第三者を排除する規制をしっかりと加えていかないといけないかなと思っています。何らかの権利を与えるというと、制約が多くなる方向ではあると思います。そうすると逆にデータの流通というものが本当に進むのかなと。阻害してしまうのではないかと、ところが危惧をします。

これは特許権を見ても、仮に独占はしません、リーズナブルなライセンス料でオープンにライセンスします、とそう言ったとしても、実態はやはり誰もが第三者の権利は使わないよう回避するというのが、今、現実的には一般的ではないかと思っています。こういった状況で権利を新たに設けるという事は慎重に考えないと、逆に流通を阻害すると危惧しています。特に例を見ても、Linuxというのはフリーだからあそこまで広がるわけで、これが有料になってくると必ず企業というのは自前主義に走っていくのだろうなと感じます。その一方で、やはり悪意のものはしっかりと排除していく、と、こういうところで不競法の行為規制というところをいろいろなケースをスタディして、検討をしていただきたいなと思います。

もう一つ、データ流通で一番大切なことというのは、戸田さんも言ったように、国民マインドであったり、社会受容性、ここがキーになるのではないかと思っています。パーソナルデータ、こういうところを使われるというネガティブ感をポジティブに変えていく施策というところが絶対に必要ではないかなと思っています。これを言うと民間だけではなかなかできないので、ぜひ国も入って、そういうところに予算をつけて、しっかりやっていただけたらうれしいなと思います。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。

木全委員、お願いします。

○木全委員 木全です。皆さんの繰り返しになってしまうのではないかと思いますけれども、やはり保護と活用のバランスということが重要だなと思っています。今までの皆さんの意見の中で出てきていない主体として、いわゆるデータを実際に利活用して、社会に対して利益を生み出す事業者。今まではどちらかと言うと、議論が要するに一定の投資をかけて、そのデータをつくり出す、あるいはまとめるという主体が主に論じられていたのですけれども、実際に使って利益を生み出す事業者を守っていくことも重要ではないかと思えます。

そのときに悪意ある第三者を排除しなければいけないという視点もあるのですが、もう一つはせっかくその良質なサービスを提供していたにもかかわらず、権利侵害だと言われるというのも排除していかなければいけないという気がしますので、そういう意味で保護と活用のバランスはどういうところをもって守っていくかというところは、いろいろと難しいのですけれども、考えていく必要があるかなと思います。

特許法との対比がありましたけれども、やはりデータはデータとしての特殊性があると思っています。それはデータと言うだけですと、範囲が余り明確ではない。特に日々更新されるようなダイナミックなデータですね。何とかのセンサーから上がってくるデータというのは日々どころか秒単位で変わったりしているわけです。では、その保護すべき外縁はどこなのだとするところで余り曖昧にしていまいますと、さっきのように使う人のほうに対して権利が主張できてしまいますし、あるいは逆にある日、ある時間帯のところでフィックスしてしまいますと、今度は逆に守れなくなっていくことになってしまいますので、そこは非常に難しいかなと。

また、加工して、さらに集積して利用するというのがデータの一般的な使用形態でございますので、もとのいわゆるソースに当たるような大もとのデータの関連性はどうかというところで、すぐさまこういうところを決めて権利を付与すればいいという形にはなりにくいのではないかという気がしますので、そのところは慎重な議論が必要かなと思います。

そのほかには、もう皆さんがおっしゃっておりますけれども、社会のコンセンサスがデータを出してもらうためには重要だなという気がしております。データを出すことによって社会全体がよくなっていく、あるいはそこで回り回って自分のところにも利が返ってくるというような社会的なコンセンサスを得る方法を何がしか考えていく必要があるかなと思います。先ほど戸田委員のほうから話があったような、こんなに役立っているというのを示すのは確かにいい方法なのではないかと思えますので、何かそういうところに御留意をいただくというのが、うまいこと社会の受容性を上げていく手段ではないかと思えます。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。

関口委員、お願いします。

○関口委員 ありがとうございます。今の木全委員とも少し関連する話なのですけれども、ここまでの議論は割とビジネスサイドからの議論で、これはこれで例えば、資料4にあるピンクの中の例などは非常にわかりやすい、いかにも価値を生みそうな例として挙がってはいるのですけれども、一方、我々は研究サイドみたいなところの立場で申し上げれば、必ずしも日々刻々と変わるデータでデータ収集をすること自身がセットとして何か価値があるというものと違って、例えば、自然界のもののきちんとした測定みたいなものがありまして、こういうのは精度をびっと上げていって、幾らでもデータの有効数字を上げていくような研究を我々のところでもやっていたりします。

わかりやすい例で言うと、例えば、数学のπですね。円周率は桁数を延ばしていこうと思えば、100億桁を計算機で出していくわけですが、実は物すごく計算機を回して、ようやく一つの3.14から100億くらい。もっと実際には出てはいますけれども、そういうふうな数字が出てきていますが、これは果たして数字の列というものは保護されるべき価値なのかどうかということが気にはなるのです。これはある種、自然界にあるものなので誰しもが共有すべきデータではありますが、データそのものだと、これは私がπを登録しましたと言ったときに、ほかの人は使えなくなってしまうということになっても困るわけで、どういう形でこういうものを保護すればいいのかというのが一つの論点だと、私の中のエクササイズになっています。

例えば、πに限らずですけれども、何度も繰り返し、別の人が別の方法でやっても同一のデータが出るようなものが当然あるわけで、そういうときにはある種の保護するときの前提である同一性とか排他性みたいなことが、実はよくわからなくなってくるのではないかという懸念があります。そういう場合に守ってあげるものとすれば、πを計算して、それだけで満足するのではなくて、恐らくそういうデータでもπの8,958万何とか桁から4つ数字をくださいみたいなリクエストがあるかもしれないです。例えば、乱数のネタになるかもしれないのと。ただ、そういうものに対して、そういうデータにアクセスすることで何らかの価値を返してあげるといって、データへのアクセスに関しては保護すべきものなのだろうけれども、データそのものに価値があるという捉え方をすると、何か非常に利活用されなくなるのではないかというところが、研究の立場での観点です。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。

そちらは宮島委員が上がっていますね。

○宮島委員 ありがとうございます。私の問題意識はデータが死蔵しているところこの前も申し上げたのですけれども、今までの方もおっしゃっているように、これを一般の人が、このデータを使うとこんなことができるのだということがわかること。さらに今、少なくとも使われているものだけではなくて、実は全然違う人が全然違うことを考えると、思いもしなかったようなデータの使われ方が有効になるということがあるのではないかと思っ、そういうことを示していくと、より理解が進むのではないかというのが普段の気

持ちの中にあります。今までの議論の中で、もちろん今の段階で契約が前提であるということはずごくそうだと思うのですけれども、契約というのは逆に言うと、出すほうも出させるほうもお互いにこれを使えるよねとか、マッチするよねと思った段階で初めて契約が結ばれると思うのです。

でも、私が取材で出会ったことがあるのは、データはとりあえず集めてみました。だけれども、これはどう使ったら、うまくいくのかがわからないのだけれども、何となく使えないまま、そこにありますというのが自治体にあたりします。それはどこかの誰かが見ると宝の山かもしれないし、すごい使い方ができるかもしれないけれども、それをこんなデータがありますということをごどこかに知らせる方法がないので、何となくどうしたらいいかわからないまま、データサイエンティストも少ないので、そのまま終わっているデータが結構あるのではないかと。

あるいは、Aという企業はAという自分たちの営業のためにそれを集めました。けれども、それは全然違う事業者から見ると、こんなことに使えるよねというのが思いつくのだけれども、それがあるとい知識とその事業者がマッチしていないから、新たな使い方に関して誰も思いが至らないし、契約にも結びつかないというものがどこかに存在しているのだと思います。

そうすると、これはお互いが認識していない部分があると契約だけではうまく利活用ができないと思って、多分将来的には情報銀行あるいは市場みたいなものができれば、自分で持っている人はそんなにその価値が100%はわからないけれども、市場に出してみようと、あるいは情報銀行に出してみようと。そうすると、どこかの人がその価値に気づいて、すごくいい使い方をしてくれるかもしれないなという可能性があればいいなと思うのです。その場合は契約を超えて流通するものがあるといいなと思います。

それを引っ張ってくるためにどこまでのあれが必要なのかということを考えているのですけれども、民間の取り組みを支援するアプローチはもちろん皆さんが多分そろって合意というか、必要だと思うのですけれども、それプラス、何となく集めてみたけれども、ただ持って利用方法もわからない人たちのデータを引っ張ってくるためには何をすればいいのか。

しかも、市場とか情報銀行がすぐにはできないという状況の中で何をすれば引っ張ってこられるのかと考えたときに、これは私が企業の間人ではないので、どちらかはわからないのですが、例えば、I-2のような報酬請求権をつけた場合に、これは企業の人これがもしかしたらお金になるかもしれないぞと思って、皆さん、こんなデータがありますよというインセンティブになるのか。あるいは逆に使うほうが報酬の請求をされるのだったら、こんなのは見たくないよとなるのか、そのどちらに転ぶのかが私は実感としてはわからないのです。ただ、単に市場があって民間のインセンティブだけでは、もしかしたらスピード感とかがついていけない部分を、例えば、I-2のC3の報酬請求権で引っ張れるものであれば、それも考慮の余地があるのではないかと思います。

つまり、データを出す側は、しかも、それがどれくらい使われて何に有用かがよくわからないデータを持っている側は、もちろん任意ある悪いことをされないなという縛りは絶対に必要だから、ここはあるのですけれども、それプラスのところは何かできないか。それがI-2のC3などが後押しをすることができないかなということのをちょっと考えまして、契約を超えたところ、余り意識されていないデータの活用のために検討をする意味があるのかなと思います。

○渡部委員長 ありがとうございます。

まず一巡目で御発言をしていただければと思います。瀬尾委員、いかがですか。

○瀬尾委員 私も企業間での内容についてはそれぞれみんな痛痒しで、自分の大事なデータは守ってほしいけれども、オープンにもしないと進まないしという矛盾などいろいろなものをお考えになっているような気がします。ただ、今回、制度の話ということでいくと、わからないうちは保護しないほうが良いというのは私の基本的な考え方です。保護がマイナスになる可能性もあるので、とりあえず今は現在あるツールで企業さんのそういったデータについて、対応しておくべきかなと思います。

今の宮島委員の意見と私も同じように思うのですが、AIのための学習セットということを見ると、非常にたくさんの価値のあるデータと言われているような膨大なデータがあって、例えば、それこそ先ほどの関口委員のお話でもそうですけれども、研究所とか行動データとか、そういったたくさんのものがある、それがもっと流通するようになる制度もしくは促進するための決まりみたいなものをつくって流通させることも非常に重要なのではないかと思います。

今、ピンクの部分ということで議論していますけれども、一定の投資とか労力を投じることが必要ではないようなものも、利用できていないのではないかと気がして、そしてそれが散在をしている。もっと世の中にある総合的なたくさん転がって分散しているデータをまとめて利用できるような仕組みをここで推進するための何らかの制度をつくるということがとても大きな価値を持つのではないだろうか。本当に価値があるものについてはこちらのよう保護したり、それぞれ企業さんの努力があればいいと思うのですけれども、そうではないものもAIにとっては非常に重要な餌の種になるのではないかと思いますので、その部分について少し触れていただくような部分があってもいいのかなと感じました。

企業さんのデータをどのように保護すべきなのか、インセンティブがどうかということについては皆さんをお伺いしていたのですけれども、ちょっとでこぼこがあって、まだ制度として今のうちから保護することについては消極的かなという印象を私は受けました。

以上です。

○渡部委員長 清水委員、お願いします。

○清水委員 こんにちは。私は次回出られないので言いたいことを言わせていただきたいのですが、今の宮島委員の発言がまさにこの話のややこしさを象徴しているかなと思うの

ですけれども、皆さんが資料5とかを見て、わかりやすいと言っていることに私は逆に驚愕をして、きのうも事前説明に来ていただいたのですけれども、正直何を言いたいのかがさっぱりわからなくて、今、自分なりに整理を試みたのですが、よく考えたら、ここに情報を利活用した人はいますかと考えると別に誰もやっていないわけで、私は実はそういえば、結構グレーゾーンでやっていたなど。私と言ったら問題があるので、どこかの会社がやっていたなということ思い出しましたので、具体的な事例で紹介いたします。

1つ目はニコニコ動画です。ニコニコ動画は皆さんは御存じないかもしれませんが、最初の最初はYouTube上の動画にただ乗りするサービスでした。YouTube上の動画がこの場合は価値のあるデータです。利活用は何かと言うと、YouTube上の動画に対して時間軸で同期でコメントの情報を載せますと。それだけがニコニコ動画のサービスでした。実際に何が起きるかと言うと、これはおもしろいことにYouTubeの全世界のランキングがニコニコ動画のランキングと同期してしまうのです。これは私は勝ったと思ったのです。なぜかと言うと、YouTubeで見るよりニコニコ動画で見たほうが同じ動画でも楽しい。つまり体験によってビッグデータに変わった瞬間だと私は思ったのですが、YouTube側はどうしたかと言うと、当然、広告を見てもらえませんか、勝手に使うのではないということでアカウントをバーンしました。つまり、ニコニコ動画経由で見られる動画を見られなくした。ところが、どこかの会社は当然それを最初から予期していて、わずか1週間で自社の独自のアップロードプラットフォームを構築して現在に至るわけです。10周年です。ということをよく考えたら、公開されているデータというのは、そもそも何かしら意味があると思って公開していることが多いわけです。

例えば、ヤフーフाइナンスさん。ヤフーフाइナンスは非常に価値があるデータで、あれ自身もヤフーさんがどこかから買った上で公開していると思うのですけれども、これをスクレーピングという手法を使うと幾らでも利活用することができます。例えば、カルロボをつくります。ヤフーフाइナンスの情報をもとに株の値動きとか、掲示板の書き込みとかから株を売ったり買ったりする。そうすると、どういう問題が発生するかと言うと、今度は情報を提供した会社にわざわざお金を払って買っている情報がほかのところに流用されてしまうわけですから、これは優位性が喪失する。価値がなくなってしまう。対抗し得る措置はバーンなのですけれども、これはやろうと思ったら幾らでもイタチごっこにできてしまうという問題があります。

次にWELQですね。昨年末に非常に大きな話題になりました。DeNAという会社が組織的にさまざまなネットに落ちている記事を流用して作成して、ページブックによって広告収入を得るというビジネスモデルを構築しました。これはどういう問題が起きたかと言うと、記事制作者の著作権侵害だと主張する人がたくさんいたのですが、実は私の立場では著作権侵害かどうかはかなりグレーだなどと思っています。なぜならばWELQの記事というのは明らかな引用であるにもかかわらず、引用であることを明記せず、しかも語尾とか表現を変えていた。これは現行著作権法では恐らく著作権侵害と言うには厳しいかなと。ただし、

写真とか明らかに同じものだったら著作権侵害と主張できるでしょう。私は法律の専門家ではないので、私の解釈ですけれども、これに対して、実際に法的にはまだ問題になっていないと思います。

ただ、実際に何が起きたかと言うと、インターネット上が炎上して、社会的制裁を加えられたと。DeNAを初めとして、同じようなことをやっている人たちが軒並みばたばたとこの手のものは閉じてしまったので、何事もなかったかのようになっていますが、これが実は著作権侵害ではないということも一つの問題だと私は思っています。著作権とは何かという問題です。つまり、実はこの赤い枠で囲まれているグレーゾーンのデータは世の中にたくさんあって、インターネットに公開されているわけです。

例えば、今はIOTの話は出てきませんでしたが、全く公開されていないほうのデータで言うと、監視カメラのデータ。コンビニとかデパートとかの監視カメラのデータが仮に何かしらの利活用ができるかという、監視カメラのデータがたくさんあれば、マーケティングができます。もしくは自動監視サービスみたいなものをつくることができます。ただ、一番の問題というのはプライバシーの侵害とか、もしくは競争相手に店の状況がばれるとか、そういうことが起き得る可能性があります。

走行テレメトリデータですね。これは価値のあるデータは、タクシーの配車とか渋滞情報とかいろいろなことが、よくわからないけれども、ここは今、車が渋滞しているから、道路交通センターに来ていない情報で何かしらの問題が起きているかもしれないとか、そういうことがわかるので、非常に公益性は高いと思います。ただ、これは問題があって、例えば、ライバル会社、つまり同業他社のタクシー会社に配車情報を見られたとか、もしくはタクシーに今はみんなドライブレコーダーがついていますから、そのドライブレコーダーの情報も公開するとなるとプライバシー権の侵害。それこそ、どこぞの芸能人がタクシーに乗っている画像がテレビに出てしまって、これは大丈夫なのかという話になりましたけれども、そういうことが起きます。

医療データは前回も話題に出ましたけれども、カルテ、CT、MRIの情報を公開すると何が問題かと言うと、病院が顧客である患者を失ってしまいます。つまり、このデータさえあれば、わざわざここに来なくていいというような問題があります。

こういうふう考えたときに、まず論点を整理すると、第一に競争相手にデータを公開したい事業者はどこにもいないということです。すなわち、これは民間に任せておくことと全く誰も公開したくならないということを意味します。これは一つの案ですけれども、では、ユーザーが選択的にデータを公開するのならば、経済合意性があると考えられる。例えば、データのオーナー権をデータの生成者ではなくて、データを取得される個人にひもづける。例えば、走行テレメトリデータであれば、タクシー会社ではなく、タクシーを利用した個人にオーナー権があると考えます。データ収集のモチベーションそのものは各事業体が持つべきです。なぜならば、タクシー会社がテレメトリを集めるのは配車のためではないですか。それは明らかですよ。それは営業機密で保護された状態で、ほかの会

社に依頼するなり、下請けするなりすればいいわけで、これは別に今までのやり方でそれほど問題はないと思います。

ただ、タクシーに乗ったテレメトリデータをユーザー、つまり私がタクシーでここに来るとします。そのときにどう回ったのか。遠回りされたのか。もしくはこの運転手だと2,000円で済んだけれども、この運転手だと3,000円かかってしまったとか、おかしいだろうと。それは自分がどの経路で来たか、私は知る権利があると思います。もしくは酔っばらって記憶がないのだけれども、そのときにどんなカメラで撮られていたのかとか、肖像権は私にあるわけですから、あなたではないですよ。ただ、そういうふうに権利を認めると、タクシー会社に対してテレメトリデータをとるのはいい。ドライブレコーダーもいい。ただ、乗った人間が求めたときには必ず公開しなさいというだけです。

そういう原則があれば、例えば、そのユーザーが、私よりも安いタクシーで行きたいとか、もしくはバスがいいのかとか、そういうことを考えたときに、その情報をとられた人間側がこの病院ではなくて、こちらの病院に行きたいのだとか、そういうふうに認めたいほうが、強制的に情報銀行にやるべきみたいなことを前は言いましたけれども、それよりももうちょっとスマートかなと思っています。

イメージ的には、情報銀行における中央銀行みたいなものを政府が所蔵になってつくっていく。別に日銀の下にあってもいいのですけれども、ブロックチェーンみたいな仕組みがいいかなと思っています。ブロックチェーンの何がいいかと言うと、基本的にブロックチェーンにおいては能動として計算資金を提供する側と、情報を利用する側と、情報を公開する企業側と、情報によって恩恵を受けるエンドユーザーそれぞれが一つのモチベーションが持てる。かつ取引の追跡が完全に可能な数を公開されているので、実際に情報がユーザーに利用されてユーザーが恩恵を得たときに、そのときに初めて提供側と活用側の両方に利益が分配されるみたいな仕組みを構築できます。

こういう仕組みがないと逆に、データを出したら1データにつき幾らみたいな、データを使ったら1データにつき幾らではなくて、例えば、そのデータを使って実際に生命保険が売れましたと。売れたときに生命保険で使ったデータを最初にもともと出した病院側にお金が行く。そうしたら病院側もちゃんと受益できるので、単にただでデータをとられたとか、ただでお客さんをとられたことにはならないですよ。例えば、そういう仕組みがあり得るのではないですかねと思いました。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。

それでは、喜連川委員、お願いします。

○喜連川委員 他人の話を聞いていますとなかなか楽しいので、自分が言いたいことを忘れてしまうわけですがけれども、福井先生がおっしゃられたGoogleをどう見るかというので、これは知財に頼っていないのではないかと。そのとおりのかもしれないです。逆に言うと、今のITカンパニーのエッジというのは、そういうどこからも縛りのかからないところで

ロフィットを上げていくという構図になっているのではないかという気がしなくもない。そこを放っておいていいのですかという話とは、議論は別にしていくことが必要なのではないかという気がしています。

したがって、議論がショートタームの初版の不具合のレゾルバンスになるのか、もうちょっと長い目を見たときにどうあるべきかということコンタミにしているようなところがあるのかなという気が個人的にはします。近いものはとりあえず現生の御利益ということで、不正競争、営業秘密ということでもいいのかもしれないのですけれども、先ほどのWIPOもとりあえず進展が速いからというのは、それはそれで構わないかもしれませんが、やはり日本が尊敬されるというような価値観を入れようと思いますと、もう少しロングタームにどう持っていくかということも検討すべきで、ここはいわゆる理念というものをどういうふうクリアにしていくかということではないかと思っています。

例えば、国際的にという話があったときにコンピートすることもあるかもしれませんが、外務省や安倍首相もケニアまで行かれていますけれども、アフリカと日本が今後どうするのかと言ったときに、アフリカのデータを日本が悪いことをしませんよという言い方のときに不競法というようなものが出てくるというよりも、もうちょっと理念的にデータというものを日本はこう考えているのですという原点での議論があってもいいのではないかと思いますし、前回も申し上げましたけれども、オープンリサーチデータというのをG7でやっているのも、やはりもうちょっと清廉潔白な領域でやっているような気がしますので、先ほどの関口先生の例は余りよろしくなくて、数学というのは特許も取れなければ、ノーベル賞の対象にもならないというか、勝手にしておいてくれというような領域です。あのパイの計算は余り知財とは到底関係ない話なので、もうちょっといい例のほうがいいような気がします。

そういうところをどこかで考えるべきだろうというのが私の感覚で、少なくとも大学の研究者はデータが全てだと思っていて、多分90%くらいの方はデータに知財があると確信していると思います。それと現実が乖離しているという状況をどういうふう解析接続していくかというのは、十分議論していくところがあるのではないかと思います。

これは理念的な話で、その手前の話をすると、現生の悩みというのは、価値あるデータと言うのですけれども、価値があると思うか思わないかというのはすごく相対的なものになってくる。つまり逆に言うと、これは相当いろいろな業界の方とお話をしても、契約のやり方は非常にダイバーシティが広くて、今どこが問題になるかというのはもうちょっと具体的に積み上げて議論をしていったほうが、私はいいのではないかと思います。

先ほどのお話で、ニコ動を初めとして、前半は先ほどのネットの話をされたわけですが、後半のところは自動車の話をされたのですが、例えば、抜けている個に結びつかない貴重なデータはたくさんあります。サイバーだけで閉じているところは比較的わかりやすいところだと。それ以外のビッグデータが実は一番おもしろい領域になってくるわけですが、個にくつつくところと個にくつつかないところで全然取り扱いが違います。

そういう類型化を一定程度して、その中でどうだということをやらないと、べたに議論をしても全然おもしろみが出てこないような気がしております。

例えば、先ほど情報銀行に預けておいてプロモート云々というお話も外形的には非常にわかりやすい議論ではあるのですけれども、実際にこのデータでいろいろな仕事をしている人の感覚から言いますと、人にデータを使ってもらおうと思いますと、データのディスクリプションというのは嫌になるほど丁寧にやらないといけません。つまり、ある目的につくったデータが他の目的に使えますということをおっしゃるのは簡単なのですけれども、現実にはそんなに生易しい話ではなくて、山のようにメタデータを使わなければいけない。山のように精度保証の話をしなければいけない。こういう話は一定程度、やはり具体的なコンテキストで議論しないと、すごく宙に浮いた、こういうことをやるとうまいこといくのではないかとというだけに終わってしまう可能性もありますので、現生の御利益を考えるのであれば、現実の問題をしっかりと見るということと、これが一番重要なのですけれども、どちら側に振るべきかというところをぜひ御検討いただきたいです。

つまり、日本の国益には一体どちらにしたほうが得なのか。ルールをつくったほうがいいのか、ルールをつくらないほうがいいのかという判断は、あるべき論でやるというのは、先ほどのロングタームではあったほうが良いと思います。ショートタームでやるのは日本の国益になるのかどうか。そこはぜひクリアにしながらか議論を進めていただければいいのではないかと思います。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。

それでは、奥邨委員、お願いします。

○奥邨委員 ありがとうございます。本筋で申し上げたいことがあるのですが、その前に一つだけ申し上げますと、今はやっていないのですが、前任校で学部生の卒論を見ていたときに、学部生にコピーペをしてはいけないよ、卒論にどこかからコピーペをして載せてはいけないよと言いますと、語尾だけ変えてくる学生がたまにいるわけです。です・ますを、だ・であるに変えてきたとか、文章の前後をちょっと変えてくるということで、これはどうなのだねと聞くと、先生、自分で書きましたと。これは自分で書いたとは言わないのだよと。これは複製と言うのだよと。著作権を専門にしている先生に対して、こういう卒論を出すと中身以前の問題として、その時点で失格だからと言うと青くなって帰っていくというのがあるのですけれども、語尾を変えたくらいでは著作権侵害は明らかということはおっしゃりたいと思います。

本筋に戻りまして、私は、基本的には資料4に整理していただいている内容ということについては、基本的にはよく理解できるなと思っております。その中で、特にそれと資料3の8ページのところとかリンクしてくるのだと思います。先ほどからありましたが、悪意のある人、悪いことをする人に、何らかの形で対応していくことは必要ではないか。それ自体は総論において賛成でありますし、行為規制を考えることも賛成であります。そ

れは必要性があればという前提がつきますが、賛成ではあります。ただ、結果的には、行為を規制すると言っても、結果は権利を設定することの裏表でしかないわけであります。したがって、何に対してということがはっきりしないと、行為規制と言っても非常に不確かなものになるということになりますし、悪影響も大きくなるということになると思います。

したがって、価値あるデータということだけで、特にこの8ページのほうは価値あるデータということが前面に出てくるわけですが、その不正利用ということなわけですが、それだけでは足りないわけであって、何らかの形で、その保護に値するための外から見てわかることが必要です。その外から見てわかるというのが単に外形的に認識可能というだけではなくて、ここから先が自分のもの、ここから先は他人のものという区別がついて、当然、行為者として普通の常識があれば、そういうことはしないよねという予測可能性がないといけないということは非常に重要だろうと思います。

したがって、資料4の中では、このピンクの中を全て保護するというのではなくて、その中で、何らかの形で明らかにできる。今回は黒いところに線を引いていますが、これがどういう形でそれを外形づけるのかというのが、これからの議論だと思っておりますけれども、そういうことがはっきりするものだけということであるべきだと思います。このピンクの中を全部、行為規制でカバーしてしまうというのは、これはかえって広過ぎる。外形というのは何をもって外形と言うのかというのは考えていかなければいけない。それは具体的にデータをどういうふうにお使いになりたいのか。どういうデータがあるのかということによって変わっていくということで、一つ一つアプローチをしていくところだろうと思います。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。

今枝委員、お願いします。

○今枝委員 ありがとうございます。まず、私は特許のほうの専門でもありますので、その比較で資料5について、私は非常によく書いていらっしゃるなどと思っております、資料5について、特許についての誤解がもしあるとすれば解消しておきたいなど思っているのですが、特許を与えるために非常にハードルが高いということについては、これは要するに価値のあるものであるという認定をするという行為ですので、これは結局、上の価値あるデータというものと発明というものを等価に表現するためのもので、私は非常にわかりやすいなどは思っております。

次に、その価値あるデータというものをどういうふうに規定するのかというのは、資料4のほうで緑で書かれているものだと思いますけれども、この中で発明であっても保護すべきものとか、公開すべきもの。ビジネス上の選択というのがありますけれども、そういうものがありますので、実際にその保護すべきものが進歩性で判断されると同様に、一定の価値が客観的に見いだせるもの、保護すべきものというふう基準を設けるべきで

あるというような形で整理されたのかなど。その上で実際にそのノウハウとして持つておくものであるのか、特許として権利化をして独占権を公にする。もしくはライセンスをして収入を得るという選択をするのかということになるのですが、ここで注意すべきは特許においてもビジネス上の選択をした結果、営業秘密とした場合であっても、仮に他社が同じものを公開する、もしくは自分が公にしてしまう、ビジネスを実際にやってしまうということによって、自由に他者が実施できるようになることから、いきなり一番右に行ってしまうのです。

資料5の下のビジネス上の選択の営業秘密を選択した結果、特許というものがもう選択できなくなって、最終的に一番右側との選択しかなくなってくる。上も多分同じで、ここで法的な保護を得ることによって何らかの第三者がそれを使用した場合に報酬を得るとか、差止請求権を設定するかどうかはわからないですけれども、それによって制限をかけることができるという選択をするのか。もしくは秘密ですよ。当事者間だけで契約でやるのですよということで処理をしていった結果、最終的にその真ん中の選択ができなくなることがあり得るのではないかと考えております。

ここで多分もっと注意しなくてはいけないのは、皆さんは契約がベースだと。それは本当に基本的なところで、それは前提、当たり前の話として議論をすべきだと思うのです。契約をすべきだというのはもう当然なので、それをサポートもしていくべきだというのは、ほかの契約でもずっと国からのサポートもありますし、ガイドラインもいっぱい出ています。それを続けていくのは前提だと思っています。

その上で真ん中の法的な保護なり、インセンティブを与えることにより公開を促すのか、公開というか使用を促すのかというところを議論すべきだなどは考えておきまして、特許の場合には公開をさせるために出願をさせる。それによって一定期間の権利を与える。では、データはと言うと、データも先ほどから何種類かあるという話がありました。私も何種類かはあると思ひまして、ビジネス上の選択をすればいいだけだと思ひておりますけれども、バッチ的なデータと継続的に時系列でちゃんと供給しなければ意味のないデータであると思ひます。時系列で供給しなければ、つまり変化を見るようなデータはそもそも保護をしなくても、そういったちゃんと大事にしてくれない相手に対しては供給しなくなれば、意味はなくなるわけですので、これは普通に契約とかでも賄える範囲だと思ひています。

一方で、バッチで処理するデータというのはそうはいかないで、1回出てしまったら、もう終わりということになってしまいます。ですから、これは企業側の選択としては営業秘密にせざるを得ないなという部分があります。出てしまったら終わりですから。それが契約上で縛ったところで、その人が契約違反をしました。債務不履行であるとして、お金をとったとしても、出てしまったデータは取り戻せないのです、出てしまったデータが第三者に渡ってしまいました。さらにどんどん拡散していつてしまいました。その拡散していったデータに対してはもう取り返しはつきません。特許法は実はその拡散していったとこ

ろで、結局は実施当事者に対しては権利処理ができるので、そこは違ってくるのだらうと思っています。

ですから、その上と下の比較というのは非常にわかりやすく、データの特性に応じた法的な枠組みをするというのは、特許制度とはもちろん違うのではないかと私は思っています。特許の定義を変えるというのもあるとは思いますが、そういった形のもではなくて、持っている側が出しやすいデータといいますか、先ほどの時系列でなければ意味のないデータ、継続的でなければ意味のないデータは持っているほうは比較的に出しやすいと思います。もう出さないよと。この傾向が知りたいのでしょうか。でも、もうあなたには出さないからと言ってしまえば、ほとんど意味のないデータになってしまいます。ですから、既にそこでビジネス上の選択ができるという状況にありますから、その市場を構築する上で取引上、設定するというのは前回提案させていただきましたけれども、JASRAC的なところですね。

先ほど、死蔵しているデータがありますという話がありましたが、これが公にとれるデータでしたら、それは死蔵というよりはとっていないだけでしょうという話だとは思いません。死蔵しているデータにも価値のあるデータと価値のないデータがあると思います。その価値あるデータであることを見極めるためには、取引上において、こんなのがあったのだというのがわかるというのは重要だと思います。先ほどの意見は非常に有用であると思っています。

最後に、データそのものの保護の話がどうしても来るのですけれども、私はそれよりもこの場合の法的な整備というところは、利活用を促進するような環境整備のほうの法的な整備をまずはした上で、そのデータに関する価値あるデータとは何だとか、どう保護すべきとか、そういったものを徐々に活用されていく状況を把握できる取引場をつくった後に把握して行って、中長期的に定めていくのがいいのではないかと考えております。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。

あとは林委員ですね。

○林委員 ありがとうございます。本日の議事録を拝見するのをすごく期待しています。どの委員の御意見もまとめれば、すごく有意義な報告書になると思います。資料3のタイトル「データ利活用促進のための知財制度の在り方について」に即して意見を述べたいと思います。

まず、データ利活用促進のために何をなすべきかと言えば、まさに清水委員がおっしゃったような、個人を基点とするようなデータ管理のあり方、PDSですね。分散型のPDSというのがこれから必要になっていると理解しています。例えば、エストニアのように既に国として始めているところがありますが、日本政府として進める上では、何よりもデータを死蔵しているのは自治体であり、国ですから、死蔵されているデータが利活用されるような、民ではどうしようもない、国、自治体の制度をまずは考えなければいけない。ここは

知財戦略本部ですけれども、政府連携して行うことが必要であると思います。例えば、ヘルスケアでは、支払基金に集まっている電子レセプトのデータを個人に戻せば、個人を基点として、個人の判断で活用することができます。AMEDで実証実験もされていますが、この実証実験を一般に普及させるには、国が制度を変える必要があると思います。

これが「データ利活用促進のための」という部分ですが、タイトルでは、この後に「知財制度の在り方について」というのが続くのです。知的財産ということでの知財制度なのですが、御案内のように昔は無体財産権と呼ばれていたようなものは、言わば「情報財」です。歴史的に特許権とか著作権とか、さまざまな情報財についての保護のカタログがあったわけですが、今回さらにそれに加えて何か新しい権利、知財権に準じたものを考える必要があるかというのが、この「知財制度の在り方について」という設定ではないかと思えます。

ただ、この新しく保護すべき対象が、その外縁を線引きすることがなかなか難しいというのが、これまでも各委員がおっしゃられたところだと思います。現時点において、この外縁を例えば、営業秘密に準じるような形で特定できるのかと言うと、これは実際にやってみたら、なかなか難しいと思います。私は先ほど産総研の関口委員がおっしゃったことはすごく真理を突いているなと思っています。万民が使うことも期待される情報財について、どのようにイノベーションのために開発インセンティブを与えていく上で、ある程度その保護をしていくかという、そのバランスの問題です。これまでもさまざまな情報財についての制度がありますが、現時点において、果たして新しく保護すべき対象について、この線引きができるのかと言うと、なかなか難しい。そうするとニーズがあるのであれば、例えば、悪意者規制というようなニーズがあるのであれば、やはりDの行為規制なのだろうと思います。

その行為規制をするときに、では、不競法の中で今、行われている営業秘密に準じた形で行うのかと言うと、私はちょっとそこはまだ結論は出ていませんけれども、疑問があります。と言いますのは、営業秘密についてはトレードシークレットという「秘密」について保護するというTRIPSのもとでのグローバルなコンセンサスがあり、その外縁が秘密性というところで線引きできるのですけれども、それ以外の概念の情報財について、どのように保護していくかという点は、まだグローバルにもコンセンサスがなく、ガリさんもおっしゃっているような当面、法制度も追いつかないというところではないかと思えます。

そうすると、民法709条の不法行為の特則として、法制度で何らかの特に悪意の対応がカテゴライズできるようなものについて、上野先生がおっしゃったような保護の必要性と許容性を考えた立法を行う際は、不競法では、2条1項11号とか12号とか、営業秘密制度以外の既にある不正競争行為の種類の考え方による方が現実的ではないかと思えます。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。

一とお伺いしましたので、まだ時間がありますので、2ラウンド目で御意見をいただけ

ればと思います。さっきから柳川委員から挙がっていますね。

○柳川委員 ありがとうございます。一とおり皆さんの非常に貴重ないろいろな御意見を伺って、前は最初は出ていたのですけれども、前回の欠席分を大分取り戻した感じです。

一つ重要なことは、資料5にありますように、データとか情報財に関する全てのものを扱うわけではなくて、この3つでいいかというのはあるのですけれども、それぞれに大分違う話なのだというところは押さえておいたほうがいいポイントなのではないかと思いません。

例えば、既に公開されているような情報が何か権利を与えることによって使えなくなるとか、そういう話は多分なくて、先ほどの清水委員から出ていたような話でいけば、既に動画で公開されているような話ではなくて、医療データであるとか、今はまだ出ていない、あるいは使われていないような情報に関して、どういう権利を与える必要があるか、ないかという議論なのだろうと思います。そもそも公開すべきような情報というのもあって、自治体の情報だとか、国の情報だとか、これを公開して利活用してもらおうというのも大事なのですけれども、これは多分ちょっと違う話になるだろうと。それをどういうふうに権利として与えるかという問題はありますのでしょうけれども、そこもまた別です。

個人に帰着させるかどうかという話も重要な話で、基本的には皆さんの御指摘があったように、個人のデータを個人に帰着させて、そこから取引につなげていくという話も大事だと思いますけれども、基本的にそこは今回の話ではメーンターゲットでないと私は理解しています。基本的に今、企業にあって、本当は一番左にあるものを右のほうに持っていくだけけれども、持っていくためのうまいツールがないというときに何をするかという話がここの話でいけば、ポイントなのだろうと思います。

福井先生がおっしゃったように契約がメーンだというのは、私もそのとおりだと思いますので、ほかのところにありますように、契約のところ取引をうまくやらせるための工夫であるとか、ガイドラインであるとか、そのための手当ては十分に必要なのだろうと思いますけれども、恐らくポイントはそれだけだとなかなか利活用が進まない。もうちょっと言うと、取引が進まないというところに問題意識があって、そのために何をやればいいのかということなのだろうと思います。

Googleの話がありましたけれども、Googleというのは一番左と一番右でいいような会社で、全部やるのだとすると自分の中でやる。出すのだとするとオープンにやるという会社なのだと思うのですけれども、日本の戦略的な話でいけば、Googleみたいな会社が出てくることは期待したいのですが、どちらかと言うと、それはいろいろな企業の連合体でやるのだと。連合体でやろうとすると、企業間で、ここで言う情報、データをうまく共有させて利活用する。共有というのは何かと言うと、勝手にやるというものもありますけれども、ある種の取引的なことを促して利活用を進めるところに大事なポイントがあるのだとすると、どうやって取引を進めるかということなのだろうと思います。

そこで言うと、私が最初に申し上げたのは、やや誤解を生むような話だったかなと思っ

ていて、これはもしかすると保護を強くするか、弱くするかという話ではないのではないか。ポイントはもう少し保護内容を標準化したり、明確化したりして、取引を潤滑にするというところが、恐らく一番左と真ん中を分けるポイントなのではないかと思います。契約内容は何人かの先生がおっしゃったように、かなり千差万別でそれぞれ具体的にどういう内容かがよくわからないわけです。そうすると、その内容でもって、うまく取引をさせることができない。さらに第三者ではなくて、その先まで取引ということを考えると、もう全く手が出ないわけです。第三者効の話も大事なのですけれども、取引を本当に進める上ではこちらのほうも考えなければいけなくて、そう考えると内容はそんなに強くしなくてもいいのですけれども、それが明確になっていて、どういう契約内容になっているか。それがかなりきっちりわかっていることのほうが取引を活性化させるために大事なのではないだろうか。

余りいい例かどうかはわかりませんが、金融商品でデリバティブがありますね。オプションとか、こういうものというのは、本当は別に中身は何でもいいのです。だけれども、ある程度、規格化することで、オプションはこういう形ですよということで取引場ができ、取引が進むわけです。それは何でもいいです。本当はデリバティブ的なものはどんな契約でもできるので、いろいろなものがあり得るのですけれども、一個一個がわからないから、多様性があり過ぎるので、それだけだと取引は進まないのです。それをあえて標準化、規格化することで取引が進み、うまく回るようになる。金融商品は特殊ですし、誤解を生むような話でもある気はするのですけれども、ある種の何かの権利内容を規格化、標準化することは、この真ん中のところを持っていく上で重要なのだらうと思います。

ただ、今現在、本当にそれがどのくらいニーズがあるのですか。あるいは、そういうものは本当にどのくらい回っていますかと言うと、そこはかなり今のところは動いていないのだと思うのですけれども、ここの話はそれを動かしていくためのものなので、その意味では価値のある情報、価値あるデータかどうかというのは、価値のあるデータにしていくのは、それは価値があるので自分は使いたいですと初めて価値が出るわけです。取引されていくことによって価値がなかったデータ、死蔵されているデータが価値のあるデータになっていくので、価値あるデータにするために今のような話が重要なのではないかと思います。

○渡部委員長 ありがとうございます。

では、もう一回挙がっていらっしゃる方で、福井先生。

○福井委員 今日もとてもzeitakuna時間を過ごさせていただいております。林先生がおっしゃるとおり大変勉強になるなと思うのですけれども、特に皆さんの御指摘の中でかなり共通して出てきたのが、やはり市場やデータが流通できる場をいかにつくっていくかというのは共通の視点として感じたのです。宮島さんの御指摘にもあったけれども、場があって需要があって初めて契約の話になるのであって、全くそのとおりだと思います。だから、これをどう整備していくかということは大変重要なことだらうと思いました。そこは

各委員からさまざまなアイデアが出ましたので、つけ加えることは少ないですけれども、それはアーカイブという視点と結びつけて考えていくのがいいのではないかということを加えたいと思います。こうしたデータが集積された場所というのは、やはり広い意味でのアーカイブ振興の文脈の中で考えていく視点も必要だと思いました。

その上で今日の指摘の中で何点か感じたところを申し上げますと、まず、宮島さんがおっしゃった報酬請求権化することによって引っ張ることができるのではないかと。では、ちょっとデータを明かしてみようかなということについて、とてもおもしろい視点だと思ったのです。私の乏しい知見から言うと、著作権法の中には既に報酬請求権化されている分野が幾つかあります。例えば、レンタルコミックのような貸与。これは一部は報酬請求権化されているわけです。では、先に報酬請求権を与えて、それからマーケットが発達したかと言ったら、その形にはなっていないです。まずは需要があってマーケットが生まれる。これはフリーライドがあるのではないのという議論になって、それから報酬請求権を与えるという形になっているというようなことは経験として思いました。

その上で、今日はやはりCの制限付きの権利についてはさまざまな意見が出て、どれもおもしろかったのですが、その意味で言うと、なかなか絞り込めないなという感じは感じるところです。皆さんは余り異論がないのであれば、ここはもう一致できた、あるいはもう絞り込んでいってもいいかなと感じたのは、むしろDの不正競争防止法の拡張で、これまで出てきた議論というのは6ページに書いていらっしゃるところは余り異論がないのであれば、これはある程度一致を見たと考えていっていいのかなと感じました。

そして、やはりEの場をいかに整備していくかということの中で、さっき柳川先生がおっしゃった契約の統一約款みたいな感覚かなと思ったのですけれども、統一のある種の契約のコードとか約款のようなものをつくっていくのも、このEの民間支援の一環として非常におもしろいのではないかと思います。

最後に、林先生がおっしゃった709条の中で、非常に悪質な行為を規制していくというのは、私も考え方としては賛成したいと思います。

以上です。

○渡部委員長 ありがとうございます。

では、清水委員。

○清水委員 これは提案なのですけれども、今さら遅いかもかもしれませんが、何かどうもずっとこの議論はぴんと来ないなと前回から思っていたのですが、当事者がいないからなのではないかと思っています。すなわちタクシー会社の人と保険会社の人を両方呼んで、そもそもこういうことをやりたいですかとか、論理的に考えたら損保会社はデータがあったほうがいいに決まっているけれども、本当にそういうことをやりたいですかというのをヒアリングすべきではないかと。前回お役所の人しか出てこなかったから、役所がこうしたいということはよくわかりましたが、現実にはそれをやりたい人がここに誰もいないので、かなり空中戦が展開されて、学校の先生たちは、私たちはデータがあったら、もっと研究

が進むから出せみたいなの感じなのはよくわかるのですけれども、どちらかと言うと、これによってメリットを受けるはずの人がここに一人もいないので、委員である必要はないと思いますけれども、最初のAIのときみたいに、これを実際にやっている人が本当にこういうことをやりたいのかとか、そういうことは実際に聞いてみたかったです。多分もう間に合わないですけれども、以上です。

○渡部委員長 間に合わせて何か考えるということだと思います。ここまで大体御意見をいただいたと思いますが、経産省から、今、経産省の関係するところで何かコメントはございますか。特にないですか。

○諸永室長 経済産業省知財室長の諸永です。

前回もここで不競法の改正も含めて検討を始めていると。そして、今回、林委員、宮島委員にも御参画をいただきながら、不競法の保護をどうしていくのかといった検討を進めているところなのですが、まさに今日この場でもいただきましたような、営業秘密の要件を変えるといったところは、要件自体はここでも前回あったように、もともとの企業の方々がノウハウを守っているといったところもありまして、そこをいじろうといったところは検討の対象にはしていないのですが、一方で林先生からもいただいたのですが、行為類型として、例えば、暗号化をかけているもの、プロテクトをかけているもので、それを外していくようなものであるとか、今日はデータを渡す側の立場で守りたいということだったのですけれども、逆にデータを集める側として、私はとりませんよとか、例えばコピー機とかデジカメの現像をするときとかは取得しませんよとか言いつつ収集しているので、安心して渡しているという事情がございますけれども、同じようにとらないよとか、使わないよと言って集めたところを今度は不正に何とかしていくみたいなのは検討の対象になるかなといった議論をちょうど前回の1月31日の不正競争防止法の検討の小委員会のほうでも議論を進めてまいりました。そんな検討も引き続き並行して行っていますので、また機会をいただいて御報告などをさせていただければと思います。

○渡部委員長 何かありますか。ほかになければ、今日は十分御意見をいただいたと思います。今日のタイトルですけれども、この間から変えて、データ利活用促進という観点で御議論をいただいたというところは、非常に焦点が合ったかと思います。その知財制度のあり方というのは、どうしても知財戦略本部でやると知財権とわかってしまうのだけれども、必ずしもそうではなくて、知財制度というのはそれこそソフトな施策も含めて議論いただいたということかと思います。その中で、今日は資料5あるいは今回つくっていただいたものを中心に御議論をいただきましたけれども、特に契約ということは当然ベースにあると。それを使った場合に、いかにして、それを円滑に契約が機能していくかという観点でいろいろ御示唆をいただいたと思います。

今回の話は、特に営業秘密で保護されているところはそれほど論点にはならないと思いますが、特に流通という言葉。今回はIoTなどですと非常にビジネスエコシステムが広がって、いろいろなところにデータが出ていくということを想定した場合、その流通ですと

か、あるいは公開、コモンズみたいなものも想定されるかと思えます。そういうときにどういう制度であるべきか。あるいは何が問題なのかということについていろいろ御意見をいただいたかと思えます。

議論の中で短期的、中期的、長期的、それこそ喜連川委員が現生の話と少し分けろという、それはまさしくそういうことは必要かと思えますし、冒頭で戸田委員がWIPOで非常に格調の高い話をされていたと。日本国としても長期的にどういうことを考えるのかということの整理も当然必要だと思えますし、個別具体的にもう少しケースを積み重ねていくべきだと。あるいは当事者、私もタクシー会社は非常に関心があって、非常にいいアプリをつくっていらっしゃるタクシー会社さんとか、ああいうのは、私は非常に関心があるのですけれども、そういう事例をベースに今日の議論をもう一回整理するというのも必要かと思えます。

本日は、意見交換はここまでとさせていただきますけれども、非常に有意義だったなと思えます。次回以降はどうなるかというのは、福田参事官のほうですね。よろしいでしょうか。

○福田参事官 次回につきましては、第6回になりますけれども、2月28日火曜日14時～16時までの予定で開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

○渡部委員長 本日はこれで終了させていただきたいと思えます。御多忙中のところを大変ありがとうございました。

○喜連川委員 最後に一言だけ申し上げたいのですけれども、大学の研究費というのは物を買うお金から、人を雇うお金に大きくシフトしました。これは科学研究費の資金の使用のルールが変わったことによって大きく変わりました。喜連川が今、言っていますのは、今後10年を見たときに大学の先生がお金を使うマジョリティは、実はデータの購買になると思っています。JSTに言っていますのは、大学の先生に研究費を配るのではないと。そんなことをやったって、ほとんど論文が出ない。そのかわりにデータを配れと言っています。圧倒的に論文の数がふえるのは100%。ですから、ここで何を申し上げたいかと言うと、タクシー会社もいいのですけれども、大学の先生も仲間に入れて御議論をぜひしていただきたいということを申し上げたくて、最後に発言をさせていただきました。失礼いたします。

○渡部委員長 喜連川先生が大学の先生代表でいただいているということで。

ありがとうございました。これで終了させていただきます。